

被保険者証の個人カード化等について

1 被保険者証の個人カード化

(1) 趣旨

被保険者証については、従来、紙で世帯単位に交付してきたところであるが、被保険者等の利便性を図る観点から、被保険者証の個人カード化を図ることとした。

なお、個人カード化の実施に当たっては、被保険者証の更新時期、保険者の財政状況を考慮し、当分の間、従来様式との併存を認めることとしている。

(2) 関係法令の改正

平成13年2月14日付けで、「健康保険法施行規則及び国民健康保険法施行規則」について次のような内容の改正を行った。

- ① 一人一枚のカード様式とする。ただし、当分の間、従来様式との併存を認める。
- ② 被保険者証としての必要事項（被保険者（被扶養者）氏名、生年月日、被保険者証の記号番号等）については、カード表面に記載する。
- ③ カードの材質は限定しないが、ある程度耐久性を持つものを基本とする。
- ④ この様式により高機能カード（ICカード等）を採用するかどうかは、保険者の任意とする。

2 保健医療分野における情報化と個人カード化

(1) 情報化と個人カードの役割

保健医療分野における情報化については、個々人が保有のICカードに情報を蓄積・活用する（データキャリア）よりも、医療機関等をコアとして関係者がネットワークを介して情報を共有することが情報化の方向性となっている。こうした保健医療情報のネットワークにおけるカードの役割としては、ネットワークへアクセスするための「キー」として位置付け活用することが考えられる。

(2) 個人カード化のメリット

被保険者証の個人カード化は、被保険者等の利便性を高めるだけでなく、診療券の発行の手間を省くとともに、カルテ検索や会計処理等の迅速化など医療情報システムの効率化に資すると考えられる。また、被保険者証を個人カード化し、その資格確認システムを構築すれば、資格喪失後の受診の防止やレセプトへの転記誤りによるレセプトの返戻等が軽減されるというメリットもある。

療養環境を評価している主な点数

項目	内容																				
療養環境加算 1日：25点	1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上である病室として地方社会保険事務局長に届け出た病室に入院する患者について、入院基本料の所定点数に加算する。																				
HIV感染者療養環境特別加算 1日：個室 300点 2人部屋 150点	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者について、入院基本料の所定点数に加算する。この場合は、無菌治療室管理加算は算定しない。																				
重症者等療養環境特別加算 1日：個室 300点 2人部屋 150点	重症者等の様態が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされているなどの施設基準を満たす病室に入院している重症者等について、入院基本料に所定点数に加算する。この場合は、無菌治療室管理加算は算定しない。 対象患者は、次のいずれかに該当する患者 ①病状が重篤であって絶対安静を必要とする患者 ②手術又は知的障害のため常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする患者																				
療養病棟療養環境加算1～3 1日：1 105点 2 90点 3 30点	長期療養を行うにつき十分な構造設備と必要な機能訓練室等を有するなどの施設基準を満たす療養病棟に入院している患者について、入院基本料の所定点数に加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>病室定員</th> <th>病床面積</th> <th>廊下幅</th> <th>機能訓練室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4床以内</td> <td>6.4㎡以上</td> <td>1.8m(2.7m)</td> <td>40㎡以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4床以内</td> <td>6.4㎡以上</td> <td>—</td> <td>40㎡以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>6.0㎡以上</td> <td>—</td> <td>十分な広さ</td> </tr> </tbody> </table>		病室定員	病床面積	廊下幅	機能訓練室	1	4床以内	6.4㎡以上	1.8m(2.7m)	40㎡以上	2	4床以内	6.4㎡以上	—	40㎡以上	3	—	6.0㎡以上	—	十分な広さ
	病室定員	病床面積	廊下幅	機能訓練室																	
1	4床以内	6.4㎡以上	1.8m(2.7m)	40㎡以上																	
2	4床以内	6.4㎡以上	—	40㎡以上																	
3	—	6.0㎡以上	—	十分な広さ																	
診療所療養病床療養環境加算 1・2 1日：1 90点 2 40点	長期療養を行うにつき十分な構造設備と必要な機能訓練室等を有するなどの施設基準を満たす診療所の療養病床に入院している患者について、入院基本料の所定点数に加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>病室定員</th> <th>病床面積</th> <th>廊下幅</th> <th>機能訓練室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4床以内</td> <td>6.4㎡以上</td> <td>1.8m(2.7m)</td> <td>十分な広さ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td>6.0㎡以上</td> <td>—</td> <td>有している</td> </tr> </tbody> </table>		病室定員	病床面積	廊下幅	機能訓練室	1	4床以内	6.4㎡以上	1.8m(2.7m)	十分な広さ	2	—	6.0㎡以上	—	有している					
	病室定員	病床面積	廊下幅	機能訓練室																	
1	4床以内	6.4㎡以上	1.8m(2.7m)	十分な広さ																	
2	—	6.0㎡以上	—	有している																	

医療法改正の概要（人員配置・構造施設基準の比較）

	改正前	改正後	備考
一般病床	主な人員配置基準 医師 16 : 1 看護職員 4 : 1 薬剤師 70 : 1 病床面積 4.3㎡/床以上	医師 16 : 1 看護職員 <u>3 : 1</u> 薬剤師 70 : 1 6.4㎡/床以上 既設 : 4.3㎡/床以上	○病床区分の届出（期限：平成12年8月31日）までは、看護配置4 : 1を認める。 ○へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院については、病床区分の届出後も平成18年2月28日までの経過措置として看護職員4 : 1を認める。
	廊下幅	1.2m以上(両側居室1.6m)	<u>1.8m以上(両側居室2.1m)</u> 既設 : 1.2m以上 (両側居室1.6m)
療養病床	主な人員配置基準 医師 48 : 1 看護職員 6 : 1 看護補助者 6 : 1 薬剤師 150 : 1 病床面積 6.4㎡/床以上 (注1)	医師 48 : 1 看護職員 6 : 1 看護補助者 6 : 1 薬剤師 150 : 1 6.4㎡/床以上 (注1)	注1 : 平成12年3月までに転換した療養型病床群であって療養病床となったものについては、6.0㎡/床以上
	廊下幅	1.8m以上(両側居室2.7m) 既設 : 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.7m) 既設 : 1.2m以上 (両側居室1.6m)

大学附属病院等（注2）

主な人員
配置基準

医師 16 : 1
看護職員 4 : 1
薬剤師 70 : 1

医師 16 : 1
看護職員 3 : 1
薬剤師 70 : 1

病床面積

4.3㎡ / 床以上

6.4㎡ / 床以上
既存 : 4.3㎡ / 床以上

廊下幅

1.2m以上（両側居室1.6m）

1.8m以上（両側居室2.1m）
既設 : 1.2m以上
（両側居室1.6m）

上記以外の病院

主な人員
配置基準
（注3）

医師 16 : 1
看護職員 4 : 1
薬剤師 70 : 1

医師 48 : 1
看護職員 4 : 1（注4）
薬剤師 150 : 1

病床面積

4.3㎡ / 床以上

6.4㎡ / 床以上
既存 : 4.3㎡ / 床以上

廊下幅

1.2m以上（両側居室1.6m）

1.8m以上（両側居室2.7m）
既設 : 1.2m以上
（両側居室1.6m）

注2 : 大学附属病院（特定機能病院を除く）並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院）

○経過措置

・看護職員 4 : 1

・平成15年8月31日まで

注3 : 旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けた病院の場合は、

医師 48 : 1

看護職員 6 : 1

薬剤師 150 : 1

○上記病院は、平成18年2月28日までの経過措置として看護職員6 : 1（改正前の基準）を認める。

注4 : 当分の間、看護職員5 : 1、看護補助者とあわせて4 : 1とする。

感染症病床	主な人員 配置基準	医師 16 : 1 看護職員 4 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1	○ 平成15年8月31日までの経過措置として、看護職員4 : 1を認める。 ○ へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院については、更なる経過措置として、平成18年2月28日まで看護職員4 : 1を認める。
	病床面積	4.3㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既存 : 4.3㎡/床以上	
結核病床	廊下幅	1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設 : 1.2m以上 (両側居室1.6m)	注5 : 旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けた病院の場合は、 医師 40 : 1 看護職員 6 : 1 薬剤師 150 : 1 ○ 上記病院は、平成18年2月28日までの経過措置として、医師40 : 1、看護職員6 : 1、薬剤師150 : 1 (改正前の基準) を認める。
	主な人員 配置基準 (注5)	医師 16 : 1 看護職員 4 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 16 : 1 看護職員 4 : 1 薬剤師 70 : 1	
	病床面積	4.3㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既存 : 4.3㎡/床以上	
	廊下幅	1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設 : 1.2m以上 (両側居室1.6m)	

特別の療養環境に係る基準

一般の保険医療機関	厚生労働大臣の承認した保険医療機関
<p>1 上限</p> <p>全病床数の5割まで ※国立：2割、公立：3割</p>	<p>厚生大臣が承認した割合まで</p> <p>※療養環境加算、重症者等療養環境特別加算等の算定病床は除外 ※特定集中治療室等患者の治療上の必要がある患者を入院させるための病床は除外 ※地域医療支援病院、救急病院等において救急患者のために設けられた専用病床等は除外 ※特別療養環境室以外の病床への入院状況、特別療養環境室への入院希望の状況、救急患者の割合等を総合的に勘案し、特別療養環境室に係る病床以外の病床を一定割合確保する</p>
<p>2 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 病室の病床数 : 4床以下 ・ 1人当たりの病室面積 : 6.4㎡以上 ・ 病床ごとのプライバシーの確保 ・ 私物の収納設備、個人用の照明、小机等の設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たりの病室面積 : 6.4㎡以上 ・ 病床ごとのプライバシーの確保 ・ 私物の収納設備、個人用の照明、小机等の設備 ・ 地域の病床の整備状況からみて、差額ベッド数を増加しても患者が診療を受けるのに支障がないこと ・ 経験を有する常勤の相談員による差額ベッドへの入退院・料金に関する常時の相談体制 ・ 必要に応じ、患者を適切かつ迅速に紹介することができる等の他の保険医療機関との連携体制 ・ 差額に係る病室の病床数が2床以下 ・ 2:1看護、看護婦比率7割以上 ・ 医療法標準医師数を充足 ・ 院内感染防止未実施減算の対象となっていないこと ・ 承認を受ける前6ヶ月間特定療養費に関する基準に違反していないこと

特別の療養環境の提供に係る病室の患者負担状況調査結果

1 調査の概要

保険医療機関である全病院を対象に、平成12年7月1日現在の特別の療養環境の提供に係る病室の患者負担状況について、都道府県を通じて調査したものである。

2 調査結果の概要

- (1) 総病床数は平成11年に対して-1.0%減少し、特別の療養環境の提供に係る病室の割合は、0.6%増加している。
- (2) 特別の療養環境の提供に係る病床の数が総病床数に占める割合は、1人室が0.4%増床、2人室が-0.1%減少し、3人室が増減なし、4人室は0.2%増床となっている。
- (3) 患者負担金額を階級別にみると、1,001円～2,000円までが17.4%（対前年度比0.0%）と最も多く、次いで2,001円～3,000円までが、15.6%（対前年比-0.2%）となっている。（平均推計額は、4,951円）

3 特別の療養環境の提供に係る病床の現状

- (1) 全病床に対する特別の療養環境の提供に係る病床の数の割合

区 分	平成11年7月1日現在		平成12年7月1日現在		割合の 増 減
	特別の療養環境の提供に係る病床数	割 合	特別の療養環境の提供に係る病床数	割 合	
	床	%	床	%	%
1人室	130,307	7.9	136,284	8.3	0.4
2人室	71,807	4.4	70,952	4.3	-0.1
3人室	5,432	0.3	5,577	0.3	0.0
4人室	13,913	0.8	16,335	1.0	0.2
合 計	221,459	13.4	229,148	14.0	0.6
総病床数	1,647,563 床		1,646,717 床		-1.0

(2) 経営主体別の患者負担状況

[平成12年7月1日現在]

		平成11年7月1日現在			平成12年7月1日現在			割合の 増減
		病床数	特別の療養 環境に係る 病床数	割合	病床数	特別の療養 環境に係る 病床数	割合	
国 立	1人室	床 14,751	床 6,294	% 42.7	床 17,532	床 7,411	% 42.3	% △0.4
	2人室	14,111	1,191	8.4	15,444	1,482	9.6	1.2
	3人室	2,944	0	0.0	2,955	3	0.1	0.1
	4人室	47,225	92	0.2	49,638	278	0.6	0.4
公 立	1人室	35,272	22,267	63.1	34,831	23,137	66.4	3.3
	2人室	22,027	7,590	34.5	22,298	7,732	34.7	0.2
	3人室	7,647	30	0.4	7,559	30	0.4	0.0
	4人室	81,928	76	0.1	86,770	150	0.2	0.1
その他の 公 的	1人室	14,507	10,823	74.6	14,904	11,231	75.4	0.8
	2人室	10,445	5,083	48.7	10,053	4,835	48.1	△0.6
	3人室	4,330	27	0.6	4,128	21	0.5	△0.1
	4人室	27,713	428	1.5	30,059	572	1.9	0.4
医療法人	1人室	88,244	54,237	61.5	92,693	57,588	62.1	0.6
	2人室	84,076	35,988	42.8	87,796	35,773	40.7	△2.1
	3人室	52,350	3,145	6.0	55,429	3,406	6.1	0.1
	4人室	170,771	7,414	4.3	208,622	8,118	3.9	△0.4
学校法人	1人室	7,244	6,373	88.0	7,305	6,409	87.7	△0.3
	2人室	4,076	3,470	85.1	4,062	3,406	83.9	△1.2
	3人室	1,724	687	39.8	1,726	654	37.9	△1.9
	4人室	8,575	3,028	35.3	9,571	3,524	36.8	1.5
その他の 法 人	1人室	23,745	16,302	68.7	23,665	16,279	68.8	0.1
	2人室	18,236	9,790	53.7	17,406	9,299	53.4	△0.3
	3人室	8,413	642	7.6	8,268	633	7.7	0.1
	4人室	45,774	1,567	3.4	49,488	2,425	4.9	1.5
個 人	1人室	25,152	14,011	55.7	27,099	14,229	52.5	△3.2
	2人室	24,524	8,695	35.5	25,645	8,425	32.9	△2.6
	3人室	13,822	901	6.5	14,031	830	5.9	△0.6
	4人室	29,615	1,308	4.4	30,705	1,268	4.1	△0.3
合 計	1人室	208,915	130,307	62.4	218,029	136,284	62.5	0.1
	2人室	177,495	71,807	40.5	182,704	70,952	38.8	△1.7
	3人室	91,230	5,432	6.0	94,096	5,577	5.9	△0.1
	4人室	411,601	13,913	3.4	464,853	16,335	3.5	0.1

(3) 金額階級別の療養環境の提供に係る病床の数

[平成12年7月1日現在]

	1人室		2人室		3人室		4人室		合計	
	病床数	割合	病床数	割合	病床数	割合	病床数	割合	病床数	割合
	床	%	床	%	床	%	床	%	床	%
1,000円以下	5,783	4.2	14,431	20.3	1,521	27.3	5,277	32.3	27,012	11.8
1,001～2,000	12,922	9.5	20,660	29.1	1,115	20	4,578	28	39,275	17.1
2,001～3,000	19,023	14	13,548	19.1	1,005	18	2,645	16.2	36,221	15.8
3,001～4,000	16,965	12.4	6,654	9.4	753	13.5	958	5.9	25,330	11.1
4,001～5,000	18,762	13.8	5,556	7.8	587	10.5	1,411	8.6	26,316	11.5
5,001～8,000	28,041	20.6	5,889	8.3	523	9.4	1,281	7.8	35,734	15.6
8,001～10,000	13,049	9.6	2,524	3.6	55	1	152	0.9	15,780	6.9
10,001～15,000	11,962	8.8	1,469	2.1	12	0.2	12	0.1	13,455	5.9
15,001～20,000	5,165	3.8	145	0.2	6	0.1	21	0.1	5,337	2.3
20,001～25,000	1,832	1.3	14	0					1,846	0.8
25,001～30,000	1,475	1.1	30	0					1,505	0.7
30,001円以上	1,305	1	32	0					1,337	0.6
合計	136,284	100.1	70,952	100	5,577	100	16,335	100	229,148	100.1

保険局医療課調べ